

令和3年12月27日

厚生労働大臣

後藤 茂之 様

東京オリンピック競技大会・

東京パラリンピック競技大会担当

ワクチン接種推進担当大臣

堀内 詔子 様

千葉県知事 熊谷 俊人

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

これまで長きにわたり、県民・都民や事業者、医療従事者の皆様方の協力も得ながら、まさしく一体となって、押し寄せる新型コロナウイルス感染症の波に全力で対処してきた。

こうした中、現下の感染状況は落ち着きを見せているものの、世界各地では、新たな変異株「オミクロン株」が拡がりつつあり、国内の空港検疫において感染者の確認が相次いでいる。

第6波に対する万全の備えを固め、感染の拡大を抑えるためには、自治体と国が緊密に連携し、水際対策の実効性を高めること、更にはワクチンの追加接種を迅速かつ円滑に進めることが必要である。

そこで、以下の事項について、特段の措置を講じられるよう要望する。

1 「オミクロン株」の水際対策について

現在は、「オミクロン株」に感染している可能性のある者が自宅待機となるケースがあり、家族や知人などと接触する恐れがあるため、

- (1) 入国時の検査で、陽性となった者について、オミクロン株による感染の可能性がないと確認できるまでは、当該入国者及び濃厚接触者となりうる者を検疫内又は検疫施設に待機させること。
- (2) 濃厚接触者の特定については、限られた医療資源・人材を有効活用する観点から、リスクの高い者に限定できるように、既存のエビデンスの活用と新たな知見の見極めを急ぐこと。
- (3) 空港が所在する都道府県及びその周辺の都道府県に負担が偏っていることを踏まえ、負担の分散のための具体的な対応、及び自治体が国の方針に従うために必要な財政負担を行うこと。
- (4) 現行の水際対策により、空港が所在する都道府県及びその周辺の都道府県の保健所等の疲弊につながっていることを踏まえ、水際対策の見直しのための条件とそれを見極める道筋を示すこと。

2 ワクチンの追加接種について

現在、国において、追加接種の前倒しの範囲や方法について検討されているところであるが、新たな変異株の発生等による第6波への備えとして、混乱が生じない範囲で、接種間隔を前倒しして追加接種の実施を可能とするため、

- (1) 施設入所者以外の一般の高齢者については、2022年2月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができるとしているが、自治体の判断により、自治体毎の準備状況に応じた更なる前倒し接種を可能とすること。
- (2) 前倒し接種を可能とするため、現在、自治体への配分が決まっていない2021年確保分の武田/モデルナ社製ワクチンについては、早期に配分の決定を行うこと。
- (3) 自治体における円滑な接種体制の確保等に資するよう、追加接種用のワクチンに関する供給計画を早急に示すこと。また、前倒し接種に必要なワクチンについては、国の責任において適切な時期に確保、供給等が行えるよう措置を講じること。
- (4) 交接種の効果や安全性、副反応などについて、科学的根拠に基づいたわかりやすい情報発信を速やかにかつ効果的に行うこと。
- (5) 接種券なしで接種する際の事務手続きの簡素化など、追加接種の前倒しを想定して、接種関係者の負担に配慮した新たな事務処理方法を示すこと。